

○笠井委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の会議に松田委員から遅れる旨の届出がございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、市民生活に関する事項についてを議題といたします。

(1) 市民生活部所管施設における使用料の見直しについて、理事者から報告願います。

○樽井市民生活部長 市民生活部所管施設における使用料の見直しについて御報告いたします。資料、市民生活部所管施設における使用料の見直しについてを御覧ください。

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針による使用料等の改正に伴い、条例において市長が別に定めると規定しております農畜産加工設備等使用料について、料金を改定するものでございます。対象施設は西神楽農業構造改造センターほか5施設の全6施設であります。

新料金につきましては、農畜産加工設備使用料で、ジュース類が製品1リットルにつき50円、農産加工品類は、原料1キログラムにつき90円、畜産加工品類は、原料1キログラムにつき160円、牛乳加工類は、原料1リットルにつき140円とするものであります。また、食品加工設備使用料につきましても、ジュース類が製品1リットルにつき50円、農産加工品類は、原料1キログラムにつき90円としたところでございます。

なお、使用料の改定に当たりましては、各種施設において説明会などを開催し、特段の意見はなかったところでございます。

改定後の使用料は令和8年10月1日以後に申請された使用料から適用することとしております。

報告は以上でございます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、福祉に関する事項についてを議題といたします。

(1) 敬老会関連事業の見直しについて及び(2) 特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給漏れについての以上2件について、理事者から報告願います。

○川邊福祉安心部長 まず、敬老会関連事業の見直しについてでございます。

本市では、敬老会関連事業として地域敬老会事業開催補助金、77歳の高齢者への長寿祝金、100歳の高齢者への記念品の贈呈を実施しておりますが、令和7年度の行政評価において、実施団体の負担軽減とともに、長寿祝金の贈呈方法、対象年齢等の見直しという方向性が示されたところでございます。これを受けて、事業の現状と課題を踏まえ見直しに向けた検討事項を整理いたしましたので、今後の進め方も含め配付資料で御報告をいたします。

まず、敬老会関連事業であります。これまで長寿社会生きが基金からの繰入金を主な財源としてきましたが、基金残高が減少したため、昨今では主に一般財源を充てている状況となっております。こうしたことを踏まえて、見直しの目的、視点といたしまして、事業意義と継続性を高めるということで検討をいたしました。

各事業の主な検討事項であります。表左側の地域敬老会事業開催補助金では、市民委員会や地区協などが実施する敬老会に対し補助金を交付いたしておりますが、近年、各団体役員の高齢化などもありまして、今後継続して実施する団体数が懸念をされる状況であります。本市といたしましては、敬老会は地域の連帯意識を醸成し、高齢者の生活環境の安定につながるものと捉えておりますことから、引き続き補助制度等により支援をし、制度の使い勝手、あるいは交付に係る手続など、主に事務負担を軽減する方向で検討をいたしております。

次に、右側、長寿祝金であります。年度内に77歳になる方に対し、民生委員を通じて5千円を配付するものであります。時代の流れで平均寿命が80歳代に到達する中であっては、以前と比べて、地域で長寿の喜びを分かち合うという意義も変わってきたものと捉えております。そのため、お祝いの節目の年齢を88歳とさせていただくことで、その進め方について検討をするほか、配付手法についても、民生委員の負担軽減等の視点から、対象者への口座振込とすることを予定いたしております。

今後、これらの事項について関係団体と意見交換を行い、附属機関における調査審議の内容も参考とし、実施に向けた手順や時期などを詰めてまいります。

続きまして、特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給漏れについて御報告申し上げます。さきに報道でもありましたが、今年2月に実施された北海道保健福祉部の監査において、特定の場合の手当支給のタイミングについて指導がありました中で、一部、支給漏れが発見されたものでございます。

両手当とも対象者から定期的に診断書の提出を求め支給要件の確認を行いますが、期限までに診断書の提出がない場合には一旦支給を停止し、提出がなされたタイミングで再開となってまいります。本来、提出された月から再開すべきところ、翌月から再開していたということが今般分かりました。このため、保存文書で確認可能なあるいは3年度まで遡って調査したところ、合計10人の方に対し、それぞれ1か月分の不支給を確認したところであります。

原因は、本件を含む手当支給事務においては、診断書提出の翌月から支給再開することが大原則であります。しかし、今回の手当だけが一旦支給停止をして再開する場合は、当月から支給という特例的な取扱いとなっており、それが認識されないまま業務を行っていたということにございます。

対応であります。法令上の時効が2年であることから、令和6年度と7年度の5人に対して、連絡の上遡って追給済み、時効経過により支給できない5人の方に対しては、丁寧に謝罪を差し上げたところでございます。また、両手当は国4分の3、市4分の1の負担率で給付するもので、追給をした2年分についても、今年度の実績報告により、国の財源が手当でされるということを確認いたしております。

今後は、認定や支給時において複数職員での確認を徹底しますとともに、道が行った他都市の監査結果の情報も参考に、事務処理や法令解釈に誤りがないか随時確認し精度を高め、再発防止に努めてまいります。

本件で御心配、御迷惑をかけたことに対し、謹んでおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中野委員 ただいま、敬老会関連事業の見直しについて御報告がございました。幾つかですね、

私のほうからも確認の意味で質疑をさせていただきたいなというふうに思います。

本市の発展を長年にわたり支えてこられた大先輩の方々に対し、長寿を心から祝福し、敬意を表するこれらの事業は単なるお祝い事にとどまらず、地域社会全体で高齢者福祉への関心と理解を深める大変重要な役割を担っていると考えております。現在、本市におきましても、少子高齢化が急速に進展し、男性においても、平均寿命が80歳代に到達するというような時代を迎えようとしております。それに伴い、単身高齢者世帯数の増加や、身寄りのない高齢者への支援など、地域社会における見守りや連帯意識の醸成の必要性は、かつてないほど高まっていると考えているところであります。

一方で、本事業の実施に要する主要な財源でありました長寿社会生きがい基金の残高が減少し、現在は、一般財源が主要な財源となっている厳しい財政状況も十分に理解をしているところであります。また、地域で敬老会を主催してくださる地区社会福祉協議会や、地区市民委員会などの皆様におかれましても、役員等の高齢化といった切実な課題に直面されている状況等を、私としても聞いています。このような状況下におきまして、事業の意義や継続性を高め、時代に即した継続可能な制度へと更新していくことについては、今回の見直しであると受け止めているところであります。

そこで、今回の見直しの詳細や、それに伴う市民への影響、そして、今後の本市の高齢者福祉の方向性について、順次、確認をさせていただきたいと思います。

まず初めに、制度の基盤となる現在の状況を把握するためにも、敬老会関連事業について、令和8年度の予算額と財源内訳をお答えいただきたいと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 敬老会関連事業につきましては、3款1項3目、高齢者生きがい対策費において実施をしており、令和8年度の予算額は4千110万2千円で、財源は特定財源1千260万2千円、一般財源2千850万円でございます。なお、特定財源は全額長寿社会生きがい基金繰入金となっております。

○中野委員 それでは、長寿祝金と地域敬老会事業開催補助金につきまして、令和8年度の予算額をお答えいただきたいと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 まず、長寿祝金につきましては、報償費として2千895万円、次に、地域敬老会事業開催補助金は、補助金として918万9千円となっております。

○中野委員 長寿祝金については、全国でも様々な取組があるというふうに承知をしておりますが、全国中核市における実施状況について把握していることがあれば、この際、お示しをいただきたいと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 中核市における長寿祝金の実施状況についてであります。各市のホームページを基に確認した内容でお答えをしますと、62市のうち約半数の中核市が対象者に現金を支給しております。対象者の傾向としましては、本市を含めて、一部の市を除き、99歳または100歳を対象とし、それに加えて、88歳または90歳、さらに、77歳または80歳も対象としております。そのため、77歳のみを対象としている中核市は、把握している限り本市のみとなっております。

○中野委員 全国中核市においては、ただいま答弁がありましたが、本市のみが77歳を対象にしているということでした。そして、88歳に見直すというような説明もございました。こ

の88歳に見直す場合、対象年齢以外の変更点があるのか、その点についても確認をさせていただきたいと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 現在、長寿祝金につきましては、77歳を対象とし、現金5千円を民生委員が手渡しで配付をしておりますが、対象年齢以外の見直しとしましては、配付手法について、対象者への口座振込を想定しております。

○中野委員 現在は5千円を民生委員が手渡しをしているということで、民生委員の成り手不足などもですね、近年、課題となっている中での、そういった対応が今なお続いているということだと思います。そういった課題をお聞きした上で、令和8年4月1日時点で、住民基本台帳によれば77歳人口が5千653人、88歳人口が2千416人ですので、5千円を継続する場合、結果的に財源効果が生じることを、まずはこの場で指摘をしておきたいと思います。

次に、地域敬老会事業開催補助金の制度概要についても、お示しをいただきたいと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 地域敬老会事業開催補助金につきましては、市内各地区において、地区市民委員会、地区社会福祉協議会及び町内会が企画運営等を行う敬老会に対し、開催に要する経費の一部を補助するものでございます。補助金の額は、敬老会に出席した77歳以上の者の人数に2千円を乗じた額を基本額とし、合わせて実施する事業の内容に応じた事業加算額との合計額と、補助対象経費から寄附金等の収入額を差し引いた額とを比較し、少ないほうの額としております。

○中野委員 制度の概要についてお示しをいただきました。そして、地域敬老会事業開催補助金についてであります。地区市民委員会や地区社会福祉協議会などが主催する敬老会を対象としていること。そして、77歳以上の参加者数に応じて、2千円という基本額を設定しているということ。これらが制度の基本的な内容であるかと思います。

補助対象となる団体や基本額設定の考え方についても、見直す方向、考えがあるのか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 地域敬老会事業開催補助金に関する今回の見直しにつきましては、事務負担の軽減に資する取組を想定しております。そのため、補助対象となる団体は、現行と同様を想定しておりますが、補助金の算定基準として設けている基本額や、事業加算額の扱いにつきましては、設定額を含めて検討してまいります。

○中野委員 後段、設定額も含めて検討していくというお答えでありました。そして、本日の配付資料にもありますが、敬老会関連事業の見直しの目的は事業の意義や継続性を高めることとしております。今回の見直しは、意義や継続性を高めることにつながるのか。改めて、その辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 敬老会関連事業につきましては、77歳を対象とした長寿祝金と各地域で開催される敬老会に対する補助を主な内容としております。それらのうち、長寿祝金につきましては、高齢化の進行により、対象年齢を引き上げることにより、事業の意義を高めることにつながるものと考えております。次に、地域敬老会事業開催補助金につきましては、補助金関連の手続に関する事務負担の軽減を図ることにより、本制度の使い勝手を向上させ、地域における敬老会の開催をより実施しやすくする環境としてまいりたいと考えております。

○中野委員 少子高齢化の進展により、単身高齢者世帯数の増加や身寄りのない高齢者への支援など、高齢者施策の必要性が近年高まっております。地域包括支援センターの設置、運営など、市が

直接関わっていくことも、これまで以上に求められると考えておりますが、同時に、日常生活において、地域の方々から見守っていただくきっかけづくりも大切であるというふうに思っております。敬老会は、そのための貴重な機会でもありますし、先ほど指摘したように、長寿祝金に係る財源効果もあることから、多少、補助金全体が増額することも許容しながら、よりよい、多くの地域で開催されるよう検討してもらいたいというふうに思っているところでございます。最後に、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○川邊福祉安心部長 ただいま、課長のほうから、現在検討をしている見直しの項目や、その考え方についてお答えをさせていただきました。

現在、国においても、2040年を見据えて、構造的な変化を踏まえた様々な制度改正ですとか、法改正などが進められている、そんな状況にあります。一方、本市におきましても、高齢化の進展による事業環境の移り変わりにより、期待する事業効果の変化や、新たな課題も起きているところであり、こうした状況を踏まえながら、限られた財源を効果的に活用していくということが、これまで以上に重要になっているものと認識をしております。

こうした中で、敬老会関連事業の見直しであります。現時点における案を示しながら、経過報告をただいまさせていただいたところでありますが、地域敬老会補助金については、地域の連帯意識を高めて、高齢者の日常生活の安定に結びつけるものでありますし、また、長寿祝金は地域で長寿の喜びを分かち合うきっかけにさせていただくと、そういった意義を持った取組であります。

冒頭の資料説明、あるいは、ただいま課長答弁の中でも申し上げましたが、見直しについては、事業の意義と継続性を高めるという視点から行うこととしております。関係団体の方々の御意見をこれから伺いながら、より多くの地域で事業が継続できる環境が整うよう努めてまいりたいと、このように考えております。

○中野委員 最後、部長からも答弁いただきました。

最後、意見を述べて終わりたいと思います。

様々前向きな御答弁だったと思います。少し、私のほうから申し添えておきたいということですが、今回の見直しに当たっては、市民や地域への影響に十分配慮して進めさせていただきたいということを、まず指摘しておきたいと思います。特に、長寿祝金の対象年齢の引上げについては、市民生活への影響も大きいことから、令和9年度を十分な周知期間として設けることが必要であるというふうに考えているところでもあります。また、既に想定をしているかもしれませんが、地域敬老会事業開催補助金につきましては、地域の負担増を招かないように、算定基礎となる対象年齢を長寿祝金の見直しとは連動させないことについても、検討が求められると思います。これらのことについては、事業の見直しに当たって重要な視点であると認識しておりますので、重ねて検討をお願いしておきたいと思います。

言うまでもなく、敬老会は地域の見守りや連帯意識の醸成にとって本当に貴重な機会であります。長寿祝金の見直しによって生じる財源効果をしっかりと地域に還元し、お答えいただいたとおり、より多くの地域で敬老会が開催されるよう、手厚い支援をお願いしまして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

○石川厚子委員 私のほうからも、敬老会関連事業の見直しにつきまして何点か質疑させていただ

きます。

まず、改めてではありますが、敬老会関連事業の財源をお示ししたいかと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 敬老会関連事業につきましては、長寿社会生きがい基金を主な財源としておりましたが、基金残高の減少により、令和４年度以降は一般財源を主な財源としております。

○石川厚子委員 現在は、一般財源が主な財源ということですね。基金残高が減少しているということですが、この２０年間の長寿社会生きがい基金の残高の推移をお示ししたいと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 平成９年度から令和８年度までの推移で申しますと、平成９年度末の基金残高が９億７千２１５万２千円で、以降、年度末残高は減少し、令和８年度末の見込額は２千１４万４千円となっております。

○石川厚子委員 ９億７千万円から２千万円と、このように大きく減少しておりますが、この基金が減少している理由はどこにあると考えますか。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 長寿社会生きがい基金につきましては、長寿社会に対応する社会福祉活動に必要な経費の財源に充てるために設置をしており、令和８年度は、敬老会関連事業のほか、高齢者の生きがいの高揚や地域福祉の向上に資する事業を実施する団体への補助などに充てております。また、高齢者人口数は、平成９年９月末の５万７千５７６人から令和７年１０月１日の１１万１千９０２人へと、この間に約２倍に増加しており、それに伴って、本基金からの充当額にも影響が生じていたものと考えております。

○石川厚子委員 高齢者の人口が２倍になっているというのは確かにそのとおりだというふうに思うんですね。そこで、この基金を増やす、そういった努力をすべきではないかと思うのですが、何か手は打っていらっしゃるのでしょうか。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 長寿社会生きがい基金につきましては、ふるさと納税を通じた寄附金が歳入の主な内容となっております。そのため、所管課としても独自に本基金についての周知に係る取組について検討してまいります。

○石川厚子委員 今、周知に係る取組について検討するということは、ほとんどこの周知していないということだと思うんですよ。私、いきいき長寿、これも見させていただいたんですけども、長寿社会生きがい基金についてのアピールは見つけることはできませんでした。市立病院も、先日、基金を設置しましたよね。さらに基金を増やしていく努力をすべきだということは指摘しておきたいと思います。

次に、敬老会関連事業、敬老会の開催と長寿祝金の２つがあると思うんですが、この間の変遷についてお示ししたいかと思います。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 まず、敬老会開催に係る支援につきましては、昭和３３年度から実施しております。開始時は、７７歳以上の参加者を対象としており、その際の対象者１人当たりの市負担額は把握しておりませんが、その後、対象年齢を７５歳または７７歳への見直しや、対象者１人当たりの市負担額の見直しなどを行い、平成１５年度は７７歳以上の参加者を対象とし、対象者１人当たりの市負担額を１千円としております。その後、令和４年度に、地域団体が主催する敬老会に対する補助とし、７７歳以上の参加者を対象として、対象者１人当たり２千円としております。

次に、長寿祝金につきましては、昭和３９年度から実施をしております。開始時は、７７歳以上を対象とし、対象者１人当たり２千円を配付しており、その後、対象年齢や金額の見直しを行いながら、平成１１年度は、特定の年齢に達する者のみを対象とする内容に見直しを行い、７７歳、１万円、８８歳、２万円、９９歳、３万円としております。平成１５年度は８８歳及び９９歳に係る祝い金を廃止し、平成１９年度をもって事業を廃止をしております。その後、令和４年度から７７歳を対象とし、対象者１人当たり５千円を配付する内容で実施をしております。

○石川厚子委員 敬老会につきましては、平成１５年度に７７歳以上、１人当たり１千円を、令和４年には倍の２千円といたしました。長寿祝金につきましては、平成２０年度から事業を廃止したものの、令和４年度には７７歳を対象に５千円を支給する、そういった形で再開しております。

令和４年度に敬老会での金額を倍にしたり、長寿祝金を再開した理由をお示しいただきたいと思っています。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 敬老会開催に係る支援について、対象者１人当たりの支給額を見直した理由につきましては、主催する地域団体の負担等も踏まえ、意見交換を行いながら検討し、設定したものと考えております。

次に、長寿祝金を再開した理由等につきましては、同時期に、それまでの市内の全地域において、地域団体に敬老会の開催を求める手法から、地域の状況に応じ、地域団体が主催して敬老会を開催する場合に補助を行うこととしたことから、敬老会欠席者に対する公平な対応を図ることを意図して、７７歳を対象として、長寿祝金を配付することとなったものでございます。

○石川厚子委員 長寿祝金につきましては、かつては８８歳ですとか９９歳にも支給してございました。対象を７７歳とした理由をお述べいただきたいと思っています。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 平成１５年度に実施した長寿祝金の見直しにつきましては、福祉関連事業について、事業費の増加が生じている中、事務事業の見直しが必要との考えで実施したものと認識をしております。

○石川厚子委員 それをですね、このたび、７７歳から８８歳にしようとしております。長寿祝金の対象を８８歳にすると対象者は現在から何人ほど減り、費用的にはどのくらい減るのでしょうか。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 令和８年４月１日時点の住民基本台帳をベースにお答えをしますと、対象者数は約３千２００人減少し、長寿祝金の支給額は約１千６００万円減少となります。

○石川厚子委員 １千６００万円減少するとのことですね。一般財源に頼っているから減らしたいということなんだろうが、長寿祝金の見直しの今後の進め方を示していただきたいと思っています。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 長寿祝金につきましては、現在７７歳を対象とし、民生委員が５千円を配付しておりますが、平均寿命は８０歳代に到達している中、事業の意義が低下しているものと考えております。そのため、対象年齢を８８歳に見直すこととその進め方について、関係団体と意見交換を行い、附属機関における調査、審議の内容も参考としながら、実施時期等を検討してまいります。

○石川厚子委員 関連団体との意見交換ですとか、附属機関の審議も参考にするということなのですが、この８８歳への見直しというのは決定事項なのでしょうか。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 対象年齢を８８歳に見直すことにつきましては、事業の意義を高めるための検討事項の一つとして整理をしたものであり、今後、関係団体との意見交換や附属機関

における調査審議の内容も参考としながら、要綱への反映を検討してまいります。

○石川厚子委員 77歳から88歳にすることによって、例えば、翌年にはもらえると楽しみにしていた高齢者ががっかりするということになると思うんですね。先ほど、平均寿命が80歳代に到達した、そういった答弁がありましたが、88歳というと、日本人の平均寿命を超えて、長寿祝金をもらえずに亡くなる、そういった高齢者も出てくることと思います。まさかそこを狙っているわけではないとは思いますが、安易に対象年齢を引き上げるべきではないとは思いますが、見解をお示しいただきたいと思います。

○川邊福祉安心部長 ただいま、基金残高の推移ですとか、これまでの事業見直しの経過やその考え方について、課長のほうから答弁させていただいたところであります。

私の先ほどの答弁内容とも一部重なりますけれども、現在、国においても、あるいは本市においても高齢者施策を取り巻く構造的な環境変化への対応ですとか、終活支援など新たなニーズの顕在化、あるいは認知症施策の必要性などから、限られた財源をどのように効果的に活用するのかということが求められているところであります。一方で、長寿祝金をはじめとする敬老会関連事業についても、このような考えの下、継続することを前提とした見直しを検討しているところであります。支給のタイミングについては、今回、77歳の喜寿から88歳の米寿への見直し案ということをお示ししながら、検討作業を進めているというところであります。

見直しに取り組むに当たっては、本案の対象年齢の見直しにより影響を受ける方々を含めて、これらの考え方について、御理解をいただけるよう、ただいま委員から御指摘があった点も踏まえながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 事業の継続性と言えど何でも通ると思ってらっしゃるのかもしれませんが、そう言うおいて寿バスカードの交付時負担金2千円から3千円に上げましたよね。高齢者いこいの家の運営補助金は8%減額しました。もっとね、高齢者に優しく、生きていてよかった、そういう旭川を目指すべきと思うんですが、最後に見解をお伺いします。

○川邊福祉安心部長 ただいま、委員から御意見ありました点も含めて、今回の見直しに当たって、丁寧に関係団体への御意見も伺いながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

○品田委員 すみません、予定していなかったんですけども、今、いろいろ伺っていて、敬老会の開催補助金の関係なんです、加算の関係が非常に面倒くさいというか、計算の仕方なども煩雑で、分かりづらいついていう声を聞いているんですが、その辺は今回のことで改善は検討されているんでしょうか。

○宮川福祉安心部長寿社会課長 地域敬老会の開催補助金の部分でございますが、基本額プラス、今御指摘いただいた事業加算額というものがございまして、その事業加算額についても、例えば、世代間交流に関するもの、あるいは高齢者の健康増進に関するものですとか、参加人数に応じて基準額というのが設定されております。この部分の基本額と事業加算額の関係性、これを含めて、御意見を、今主催されている団体さんのほうともお話を伺いながら、これの扱いを含めて、検討してまいります。

○品田委員 主催者の意見を聞きながら検討を進めているということですから期待をしたいと思います、ここにも出ておりますけれども、役員の高齢化が、担当している役員の方も、やっぱりこ

の煩雑な手続というのは負担になっている傾向がありますので、ぜひ簡易な制度で、申請しやすくすることを検討していただきたいと思います。

○笠井委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、保健衛生及び病院事業に関する事項についてを議題といたします。

(1)「市立旭川病院使用料及び手数料条例の改定案」に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○長谷川市立旭川病院事務局長 「市立旭川病院使用料及び手数料条例の改定案」に係る意見提出手続の実施について御報告します。資料、市立旭川病院使用料及び手数料条例の改定案の1ページを御覧ください。

まず、意見募集期間については、7月15日から8月17日までとし、現在募集を受け付けています。

次に、今回の改定の趣旨ですが、市立旭川病院の公的医療機関としての機能を将来にわたり維持していくという考え方の下、条例で定める駐車料金について、駐車場の維持管理に係る経費の上昇などを踏まえるとともに、市内の同規模病院との比較も行いながら、見直しを行うものです。

次に、2ページを御覧ください。今回の改定案の内容ですが、まず、診療を受けるために来院するとき及び診療を受ける方を乗車させて来院するときは、現行無料としているところを、8時間まで無料とし、診療の都合により8時間を超えた場合は、超過分を無料とする案としています。次に、お見舞いなどの一般の料金については、駐車料金が1時間以内のとき100円、1時間を超えた後30分までごとに50円を加算としていたところを、1時間以内のとき200円、1時間を超えた後30分までごとに100円を加算する案としています。次に、駐車料金の減免については、入退院に係る送迎、乳幼児や身体障害者及び重篤患者の家族などで、診療上必要と認めたとき及び病院からの要請があるときを減免としています。減免は無料ですが、これらについては現行どおりとしています。

3ページを御覧ください。今後の予定ですが、意見提出手続による意見等を踏まえた上で、令和8年第3回定例会で条例改正案を提案させていただき、議決いただいた場合は、令和8年12月1日から新料金の適用を目指しているところです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時43分